

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

退職手当金と弔慰金

Q：当社の役員が、海外出張中に交通事故で亡くなりましたので、遺族に対し、退職手当金と弔慰金を支払うことにしました。退職手当金と弔慰金では、相続税の取り扱いが異なるのでしょうか。

A：退職手当金は、みなし相続財産となり相続税がかかりますが、弔慰金は、原則として相続財産とはならず、相続税はかかりません。

【解説】

会社から遺族へ支給される金品は、退職手当金、功労金、弔慰金、花輪代など、いろいろの名義が付けられています。

弔慰金などという名目で相続人に支給されていても、それが実質上、退職金にかわって支払われたものと認められる場合には、みなし相続財産として相続税の課税対象となります。

実質上の退職金にあたるかどうかは、退職給与規定などの定めに基づいて判定しますが、この定めがないときは、亡くなった人の地位や功労などを考慮して、他の同等の企業の同等の地位にある人の受ける額を勘案して判定することになります。

しかし、弔慰金などの名目で支払われた金品が実質上退職金に該当するかどうか明確でない場合には、その死亡が業務上の場合は死亡当時の普通給与の3年分が、また、業務上の死亡でない場合は、死亡当時の普通給与の半年分が弔慰金として取り扱われ、それを超える金額が退職金とみなされます。

